

## ○生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年9月生駒市条例第22号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第15条(第1項後段及び第5項を除く。)から第15条の3までの規定及び第12条第2項の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>を超えない範囲内で規則で定める割合」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員についてはその額、日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員については当該パートタイム会計年度任用職員としての基準日以前6月以内の期間における在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と、第12条第2項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1～3 略</p> <p>別表第4(第14条の3関係) パートタイム会計年度任用職員職種別基準表</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第15条(第1項後段及び第5項を除く。)から第15条の3までの規定及び第12条第2項の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の120</u>を超えない範囲内で規則で定める割合」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員についてはその額、日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員については当該パートタイム会計年度任用職員としての基準日以前6月以内の期間における在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と、第12条第2項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1～3 略</p> <p>(令和4年2月分及び3月分の給与の特例)</p> <p><u>4 保育所又は幼稚園で勤務している、令和4年2月分及び3月分のフルタイム会計年度任用職員の給料月額及びパートタイム会計年度任用職員の報酬の基準月額は、第3条、第3条の3及び第15条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の103を乗じて得た額とする。</u></p> <p>別表第4(第14条の3関係) パートタイム会計年度任用職員職種別基準表</p>

職種の区分	職種	職務の級及び号給の範囲
一般行政職	略	
	保育園調理員	<u>1級5号給から1級17号給まで</u>
	保育園用務員	<u>1級5号給から1級17号給まで</u>
	略	
福祉・医療職	略	
	保育補助員	<u>1級8号給から1級16号給まで</u>
	略	
教育職	略	

職種の区分	職種	職務の級及び号給の範囲
一般行政職	略	
	保育園調理員	<u>1級6号給から1級18号給まで</u>
	保育園用務員	<u>1級6号給から1級18号給まで</u>
	略	
福祉・医療職	略	
	保育補助員	<u>1級9号給から1級19号給まで</u>
	略	
教育職	略	